

No	Q	A
1	残薬調整では、処方日数を全て削除することは可能ですか。	可能です。 残薬状況、次回受診予定日や受診間隔等を確認したうえで、次回受診まで過不足が生じない場合は、処方日数を全て削除することが可能です。
2	店舗（薬局）単位ではなく、法人（会社）単位で複数店舗を一括して合意することは可能ですか。	可能です。 法人（会社）単位で、複数の保険薬局（店舗）を一括して合意いただけます。
3	合意書の「代表者氏名」は、開設者と管理薬剤師のどちらを記載すればよいですか。	管理薬剤師の氏名で差し支えありません。